



くらし・環境

防災・防犯

健康・福祉・  
子どもスポーツ・  
教育・文化観光・産業・  
しごと

まちづくり

県政・  
お知らせ情報

組織・業務

現在位置： [トップページ](#) > [観光・産業・しごと](#) > [産業](#) > [ライフイノベーション](#) > [業務概要](#) > [新着情報](#) > [食に関する機能性評価を実施したい事業者を対象とした専用相談電話を開設します](#)

担当所属： [県庁の組織一覧](#) > [医療保健部](#) > [ライフイノベーション課](#)

[いいね!](#) [シェア](#) [ツイート](#) [G+](#) [LINEで送る](#)[印刷する](#)

平成27年05月02日

## 食に関する機能性評価を実施したい事業者を対象とした専用相談電話を開設します

県では、本年4月からの「機能性表示食品制度」の開始に伴い、県内大学や医療機関等と連携して、食に関する機能性評価が容易に実施できる体制の構築に取り組んでいるところであり、このたび、事業者の方々を対象に、食に関する機能性評価の実施方法や関係機関の紹介等に対応する専用相談電話を下記のとおり開設します。

### 記

- 1 開設日：平成27年5月12日（火）10時
- 2 開設時間：毎週火～金曜日の10時から17時まで（祝日及び年末年始の休日を除く。）
- 3 開設期間：平成28年3月18日（金）まで
- 4 電話番号：059-253-8095（担当：梅田）  
※面談による相談にも応じますので、ご相談ください。
- 5 対象者：県内に本社または工場、研究機能のいずれかをお持ちの事業者、県内の事業者や大学等と連携しているまたは予定のある県外事業者
- 6 事業主体：三重県
- 7 運営主体：(株)機能食品研究所
- 8 参考  
・機能性表示食品とは、消費者庁長官に届け出た安全性や機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、事業者の責任において表示を行うものです。  
これまで、機能性を表示することができる食品は、国が個別に許可した「特定保健用食品」（トクホ）と国の規格基準に適合した「栄養機能食品」に限られていましたが、本年4月から、機能性を分かりやすく表示した商品の選択肢を増やし、消費者の皆さんがそうした商品の正しい情報を得て選択できるよう、新しく「機能性表示食品」が設けられました。  
・機能性評価とは、食品が有する成分や有効性等について、文献や臨床試験等により科学的に評価を行うものです。

### ■ 関連リンク

- [みえメディカルバレープロジェクト](#)

## 本ページに関する問い合わせ先

### 三重県 医療保健部 ライフイノベーション課

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁4階）

電話番号：059-224-2331 ファクス番号：059-224-2344 メールアドレス：[life@pref.mie.jp](mailto:life@pref.mie.jp)

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

お求めの情報は充分掲載されていきましたか？

充分だった

ふつう

足りなかった

このページの内容や表現は分かりやすかったですか？

分かりやすかった

ふつう

分かりにくかった

この情報はすぐに見つけられましたか？

すぐに見つかった

ふつう

時間がかかった

送信する

ページID : 000101736

[このページのトップへ](#)

[リンク・著作権・免責事項・ダウンロード](#) | [個人情報保護ポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [サイトに関するご意見・お問い合わせ](#)



**三重県庁** | 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁電話案内 : 059-224-3070 法人番号5000020240001

[県庁案内](#)

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.